

議案第54号

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉縣市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

埼玉縣市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出します。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。